

# 一般財団法人土浦市産業文化事業団 職員の退職手当に関する規程

(平成14年12月25日規程第11号)

改正 平成16年 3月23日規程第5号

改正 平成19年 3月27日規程第5号

改正 平成25年 3月28日規程第1号

改正 平成26年 3月28日規程第1号

改正 平成27年12月17日規程第1号

改正 令和 2年 3月23日規程第1号

財団法人土浦市産業文化事業団の退職手当に関する規程（昭和48年規程第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人土浦市産業文化事業団の職員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第2条 この規程による退職手当は、職員（一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（昭和48年規程第5号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）で常時勤務に服するものが退職した場合に、その職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（退職手当の支払）

第3条 次条の規定による退職手当は、前条に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（退職手当の支給額）

第4条 退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由により、その給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の給料の月額）に別表第1に定めるその者の退職事由及び勤続期間の区分に応じた支給率を乗じて得た退職手当の基本額に第7条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。この場合において、定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者（定年により退職した者を除く。）に対する別表第1の適用については、退職事由を定年として取り扱うものとする。

2 勤続期間3年以下の職員が業務（通勤）上傷病死亡・整理を事由として退職した場合の前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「給料、扶養手当の月額及び地域手当の合計額」とする。

（勤続期間の計算）

第5条 別表第1に定める勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間とし、在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

2 前項の規定による在職期間のうち、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和48年規程第4号。以下「人事規程」という。）

第8条の規定による休職（業務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。）、第11条の7の規定による停職及び一般財団法人土浦市産業文化事業団育児休業及び介護

休業等に関する規則（平成21年規程第1号。第7条において「育児休業等規則という。）に規定する育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業期間のうち当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数）を前項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 3 前2項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には10月未満は切り捨て、10月以上はこれを1年とする。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（傷病又は死亡により普通退職する場合その他理事長が特に必要と認める場合の退職の退職手当を計算する場合にあっては1年未満）の場合には、これを1年とする。

（職員の区分）

第6条 退職した者は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の在職期間に含まれる時期の別により定める別表第2ア又はイの表の左欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の右欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の左欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の右欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（退職手当の調整額）

第7条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月（人事規程第8条の規定による休職（業務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。）、第11条の7の規定による停職及び育児休業等規則に規定する育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額がもっとも多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 54, 150円
- (2) 第2号区分 43, 350円
- (3) 第3号区分 32, 500円
- (4) 第4号区分 27, 100円
- (5) 第5号区分 21, 700円
- (6) 第6号区分 零

2 第1項各号に掲げる職員の区分は、別表第2のとおりとする。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（別表第1（注）2に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの

第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零  
(調整月額に順位を付する方法等)

第8条 第6条後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分の属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分にのみ属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。  
(退職手当の支給制限)

第9条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 人事規程第11条の7第4号の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けたこと(刑法(明治40年法律第45号)第25条の規定によりその執行が猶予されたことを含む。)により退職を命ぜられた者

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については退職手当は、支給しない。ただし、人事規程第11条の4の規定に該当するときは、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条に規定する遺族の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出はしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前項に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項の遺族が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、それぞれ同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族の範囲から除外する。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第11条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第12条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、事業団に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定により退職手当の一時差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第13条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給した退職手当を返納させることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月27日規程第5号)

(施行期日)

第1条 この規程は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員の退職手当に関する規程(以下「新規程」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、付則別表に掲げる率を用いて算出した退職手当の額が、新規程第4条の規定により算出した退職手当の額よりも多いときは、その額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

第3条 新規程第7条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、在職期間

の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用について、同条第1項中「その者の在職期間」とあるのは、「平成8年4月1日以後のその者の在職期間」と読み替えるものとする。

第4条 この付則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

付 則（平成25年3月28日規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日規程第1号）

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成26年4月1日から施行し、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

2 第1条及び第4条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成27年12月17日規程第1号）

この規程は、平成27年12月17日から施行する。

付 則（令和2年3月23日規程第1号）

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

付則別表

一般財団法人土浦市産業文化事業団退職手当支給率一覧表（令和2年3月23日から）

退職事由 の年数 勤続期間	自己 都合	業務 外傷 病	業務 外死 亡	傷病 死亡・ 整理 業務 (通勤) 上	勸 奨	定 年	退職事由 の年数 勤続期間	自己 都合	業務 外傷 病	業務 外死 亡	傷病 死亡・ 整理 業務 (通勤) 上	勸 奨	定 年	退職事由 の年数 勤続期間	自己 都合	業務 外傷 病	業務 外死 亡	傷病 死亡・ 整理 業務 (通勤) 上	勸 奨	定 年
				2.70			16	13.8942	13.8942	13.8942	20.8413	17.3678	13.8942	31	35.5725	35.5725	41.5228	41.5228	41.5228	41.5228
1	0.6278	0.837	0.837	3.60		0.837	17	14.8149	14.8149	14.8149	22.2224	18.5186	14.8149	32	36.6188	36.6188	42.7441	42.7441	42.7441	42.7441
2	1.2555	1.674	1.674	4.50		1.674	18	15.7356	15.7356	15.7356	23.6034	19.6695	15.7356	33	37.665	37.665	43.9653	43.9653	43.9653	43.9653
3	1.8833	2.511	2.511	5.40		2.511	19	16.6563	16.6563	16.6563	24.9845	20.8204	16.6563	34	38.7113	38.7113	45.1866	45.1866	45.1866	45.1866
4	3.348	3.348	3.348	5.022		3.348	20	17.577	17.577	21.3720	25.6464	21.3720	21.3720	35	39.7575	39.7575	46.4078	46.4078	46.4078	46.4078
5	4.185	4.185	4.185	6.2775		4.185	21	18.5814	18.5814	22.5933	27.1120	22.5933	22.5933	36	40.8038	40.8038				
6	5.022	5.022	5.022	7.533		5.022	22	19.5858	19.5858	23.8146	28.5775	23.8146	23.8146	37	41.85	41.85				
7	5.859	5.859	5.859	8.7885		5.859	23	20.5902	20.5902	25.0358	30.0430	25.0358	25.0358	38	42.8963					
8	6.696	6.696	6.696	10.044		6.696	24	21.5946	21.5946	26.2571	31.5085	26.2571	26.2571	39	43.9425					
9	7.533	7.533	7.533	11.2995		7.533	25	28.2488	28.2488	32.9740	32.9740	32.9740	32.9740	40	44.9888					
10	8.37	8.37	8.37	12.555	10.4625	8.37	26	29.5043	29.5043	34.4395	34.4395	34.4395	34.4395	41	46.035					
11	9.2907	9.2907	9.2907	13.9361	11.6134	9.2907	27	30.7598	30.7598	35.9050	35.9050	35.9050	35.9050	42	46.4078					
12	10.2114	10.2114	10.2114	15.3171	12.7643	10.2114	28	32.0153	32.0153	37.3705	37.3705	37.3705	37.3705	43						
13	11.1321	11.1321	11.1321	16.6982	13.9151	11.1321	29	33.2708	33.2708	38.8360	38.8360	38.8360	38.8360	44						
14	12.0528	12.0528	12.0528	18.0792	15.066	12.0528	30	34.5263	34.5263	40.3016	40.3016	40.3016	40.3016	45						
15	12.9735	12.9735	12.9735	19.4603	16.2169	12.9735														

- (注) 1 自己都合とは、退職する者の都合により退職した場合をいう。  
 2 傷病とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する保険給付に該当する程度の負傷、疾病又は障害の状態にあるものとする。  
 3 退職の理由となった傷病又は死亡が、業務災害又は通勤災害である場合の認定に当たっては、労働者災害補償保険給付の認定の基準に準拠しなければならない。  
 4 勸奨とは、現在在職する職員のうち職員としての勤続期間が10年以上の者で、理事長が定めるところにより、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職する場合をいう。  
 5 整理とは、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって理事長の承認を得たものをいう。

別表第1（第4条関係）

一般財団法人土浦市産業文化事業団退職手当支給率一覧表（令和2年3月23日から）

退職事由 の年数 勤続期間	自己都合	業務外傷病	業務外死亡	勤務公署移転	業務（通勤）上 傷病死亡・整理	定年・勸奨	退職事由 の年数 勤続期間	自己都合	業務外傷病	業務外死亡	勤務公署移転	業務（通勤）上 傷病死亡・整理	定年・勸奨	退職事由 の年数 勤続期間	自己都合	業務外傷病	業務外死亡	勤務公署移転	業務（通勤）上 傷病死亡・整理	定年・勸奨
					2.70		16	12.8814	14.3127	17.8909	17.8909	20.8413	17.8909	31	35.7399	35.7399	38.4640	38.4640	38.4640	38.4640
1	0.5022	0.837	0.837	1.0463	3.60	0.837														
2	1.0044	1.674	1.674	2.0925	4.50	1.674	17	14.0867	15.6519	19.5649	19.5649	22.2224	19.5649	32	36.7443	36.7443	39.8336	39.8336	39.8336	39.8336
3	1.5066	2.511	2.511	3.1388	5.40	2.511	18	15.2920	16.9911	21.2389	21.2389	23.6034	21.2389	33	37.7487	37.7487	41.2032	41.2032	41.2032	41.2032
4	2.0088	3.348	3.348	4.185	5.40	3.348	19	16.4973	18.3303	22.9129	22.9129	24.9845	22.9129	34	38.7531	38.7531	42.5729	42.5729	42.5729	42.5729
5	2.511	4.185	4.185	5.2313	6.2775	4.185	20	19.6695	19.6695	23.4161	23.4161	25.11	23.4161	35	39.7575	39.7575	43.3718	43.3718	43.3718	43.3718
6	3.0132	5.022	5.022	6.2775	7.533	5.022	21	21.3435	21.3435	23.8735	23.8735	25.2241	23.8735	36	40.7619	40.7619				
7	3.5154	5.859	5.859	7.3238	8.7885	5.859	22	23.0175	23.0175	25.3953	25.3953	26.4796	25.3953	37	41.7663	41.7663				
8	4.0176	6.696	6.696	8.37	10.044	6.696	23	24.6915	24.6915	26.9172	26.9172	27.7351	26.9172	38	42.7707	42.7707				
9	4.5198	7.533	7.533	9.4163	11.2995	7.533	24	26.3655	26.3655	28.4390	28.4390	28.9906	28.4390	39	43.3718	43.3718				
10	5.022	8.37	8.37	10.4625	12.555	8.37	25	28.0395	28.0395	30.2461	30.2461	30.2461	30.2461	40	43.3718	43.3718				
11	7.4326	9.2907	11.6134	11.6134	13.9361	11.6134	26	29.3787	29.3787	31.6158	31.6158	31.6158	31.6158	41	43.3718	43.3718				
12	8.1691	10.2114	12.7643	12.7643	15.3171	12.7643	27	30.7179	30.7179	32.9854	32.9854	32.9854	32.9854	42	43.3718	43.3718				
13	8.9057	11.1321	13.9151	13.9151	16.6982	13.9151	28	32.0571	32.0571	34.3550	34.3550	34.3550	34.3550	43						
14	9.6422	12.0528	15.066	15.066	18.0792	15.066	29	33.3963	33.3963	35.7247	35.7247	35.7247	35.7247	44						
15	10.3788	12.9735	16.2169	16.2169	19.4603	16.2169	30	34.7355	34.7355	37.0943	37.0943	37.0943	37.0943	45						

- (注) 1 自己都合とは、退職する者の都合により退職した場合をいう。  
 2 傷病とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する保険給付に該当する程度の負傷、疾病又は障害の状態にあるものとする。  
 3 退職の理由となった傷病又は死亡が、業務災害又は通勤災害である場合の認定に当たっては、労働者災害補償保険給付の認定の基準に準拠しなければならない。  
 4 勸奨とは、現在在職する職員のうち職員としての勤続期間が10年以上の者で、理事長が定めるところにより、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職する場合をいう。  
 5 整理とは、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって理事長の承認を得たものをいう。

別表第2（第6条関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の在職期間における職員の区分についての表

第1号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったものの準拠者</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第2号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったものの準拠者</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第3号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものの準拠者</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第4号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第5号 区 分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったものの準拠者</p> <p>3 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</p>
第6号 区 分	<p>第1号区分から第5号区分までのいずれかの職員の区分にも属さないこととなる者</p>

イ 平成18年4月1日以後の在職期間における職員の区分についての表

第1号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったものの準拠者</li> <li>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</li> </ol>
第2号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものの準拠者</li> <li>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</li> </ol>
第3号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者</li> <li>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</li> </ol>
第4号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者</li> <li>2 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</li> </ol>
第5号 区 分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者</li> <li>2 平成18年4月以後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったものの準拠者</li> <li>3 前号に掲げる者に準ずるものとして理事長の認めたもの</li> </ol>
第6号 区 分	第1号区分から第5号区分までのいずれかの職員の区分にも属さないこととなる者